

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 7 日現在

機関番号：32617

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010 ～ 2012

課題番号：22520064

研究課題名（和文） 近現代タイにおける非政教分離的な宗教行政に関する総合的研究

研究課題名（英文） Research on Modern Thailand's Religious Administration and State Intervention in Religion

研究代表者

矢野 秀武（YANO HIDETAKE）

駒澤大学・総合教育研究部・准教授

研究者番号：20422347

研究成果の概要（和文）：本研究では、東南アジアのタイ国における政教関係に注目し、国家が宗教に介入するといった制度についての研究を行った。タイ国家は、単にナショナリズムをもとに国民を統合するというためだけに宗教を用いるわけではない。教育、福祉、観光、多文化・多民族社会の政策など、多様な目的に合わせて、宗教集団や宗教的シンボルを行政資源として用いている。このように宗教が行政とつながりを持つことで、宗教団体は活動の制約を課される一方、多様な公共的活動に参入できる可能性もあるということが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）： This research examines the state intervention, religious administration, and the relationship between the state and religion in contemporary Thailand. We found that the Thai government uses religion for not only national integration based on religious nationalism but also as an administrative resource for education, welfare, sightseeing, and multi-cultural policy. While the government restricts religious activities to some extent, religions do have chances to enter into the public domain.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・宗教学

キーワード：社会学、宗教学、政治学、東洋史、文化人類学

1. 研究開始当初の背景

本研究を開始した背景には、現代社会において、政治と宗教の関係が様々な形で問い直されつつあると点があげられる。

例えば、一方で暴力的な政治行為としての宗教的テロリズムや宗教民族紛争の勃発があり、他方で地域開発や福祉領域への宗教団体の参入、大規模災害時への対応における宗

教と行政の関わり、多文化・多宗教混在国家の公教育における多宗教教育の導入などが見られる。欧米で近年大きな社会的テーマとなっているポスト世俗社会への動きもその一環と言えよう。

しかしこれらの現象についての研究となると、先進国の政教分離制の視点を前提とした考察が多い。一方、欧米先進国や日本以外

の国々については、地域研究や歴史学、文化人類学といった研究分野において、国教制・公認教制が研究対象とされることもあるが、前近代的な制度の影響や文化的特殊性、あるいは近代におけるナショナリズムの点から語られがちである。

国家介入的な政教関係を有する国は、世界全体で約37%に及ぶとも言われているが、欧米や日本以外の国々の国教制・公認教制、しかも国家介入的な政教関係を、近現代の政教関係・宗教行政制度の1つとしてその特質を捉えようとする研究は少ないと言えよう。

このような背景から、これまでの政教分離の理念に依拠した議論だけでなく、非政教分離的（国家介入的な）政教関係に関する研究を通じ、それらの諸問題を乗り越えて行くような新たな視点を模索する必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国教制や公認教制を持つ非政教分離国家（厳格な政教分離制度をとらない国家。国家介入的な政教関係を持つ国々）の実態と政策理念の把握を通じ、多様な宗教制度を持つ現代の諸国家と宗教について理解を深めることにある。また厳格な政教分離概念を前提としがちな宗教観や宗教研究を再吟味し、近現代の政教関係をより広い視点から理解し、今後の政教関係の形成に資することを目指す。

ただし世界中の政教関係の制度全体について詳細な実情把握をすることは、現段階では不可能であり、また実情に即さずに性急な理論化を行うことも慎むべきである。そのため本研究では、東南アジアのタイ王国において現在みられる仏教中心の国家介入的な公認教制を、前近代国家（例えば伝統的仏教王権）の遺制としてではなく、近代の制度的ヴァリエーションの1つとして考察し、その「実態」と「理念」を詳細に把握し、欧米や日本とは異なる国家介入的な要素の強い国々における、宗教の公的機能や信教の自由との両立可能性を分析することを具体的な目的に据えた。

このような具体例からの考察を通じ、厳格な政教分離社会のモデルから距離を置きつつ、近現代における宗教観を再吟味すること、および異文化・異宗教・異制度との共存に寄与する基礎知識を提供することを行った。

3年間の研究によってこのような目的を達成するため、まず、1年目に、宗教行政の「中心機関」（国家仏教庁、文化省宗教局、教育省教育運営イノベーション開発課）に関する調査と資料収集を行い、2年目は、さらに宗教行政の「周辺機関」（宮内庁、観光・スポーツ省、社会開発・人間安全保障省、文化省芸術局、保健省）の情報収集を行い、3年目には、収集した情報をもとに、タイの宗教行

政全体の見取り図を示す理論的考察を行い、これらの情報を社会還元していくことを行った。

3. 研究の方法

本研究を遂行するために必要な方法は、インタビューや文献収集、ならびに参与観察などの現地調査である。具体的には3年間に次のような、作業を行った。

(1) 1年目に、タイ都市部（バンコク）の私立幼稚園と公立中学校における仏教教育の現場を見学し、また学校関係者と文部省の行政官を含む宗教行政の「中心機関」の関係者にインタビューを行なった。さらに、地方村落部（ローイエット県パトムラット郡）における小学校・中学校・寺院の仏教教育の実態について、教員や僧侶などの事業監督者にインタビューを行なった。これらの現地調査により、政府の仏教教育政策が都市部と村落部においてどのような形で実践されているのかについて、比較研究を行なうための貴重な資料や情報を入手した。文献資料については、国立チューラーロンコーン大学図書館等を利用し、政府の各省・各局の事業報告書などを収集した。さらに、カナダ・トロント大学にて行なわれた国際宗教史学会（IAHR: The International Association for the History of Religion）において研究発表を行い、南・東南アジア地域のIAHR代表者と接触を持ち、今後の調査ための人脈作りを行った。

(2) 2年目には、宗教行政の「周辺機関」（宮内庁、観光・スポーツ省、社会開発・人間安全保障省、文化省芸術局、保健省）における宗教関連行政事業の情報収集を行った。現地の図書館等における文献収集に加え、各省庁のウェブサイトから多種多様な文献を収集することができた。また、タイの大学教員や中学・高校の教員とのコンタクトを持ち、さらなる調査につながる人脈を得た。

(3) 3年目は、宗教行政の歴史の変遷と法的背景に関する文書に注目し、教育省宗教局（後に文化省宗教局）発行の行政活動報告について、1951年から現在に至るまでの冊子を可能な限り入手し、分析を進めた。これらの資料分析により、1年目と2年目の研究成果を歴史的な変遷の中に位置づけて理解することができるようになった。また、最終年度の作業として、これまで収集できた資料を基に、国家介入的な政教関係の近代という視点からタイの宗教行政をとらえ、さらに他国の政教関係を理解するための理論的考察を行った。加えて、タイ現地での講演や日本の文化庁文化部宗務課の冊子への執筆等により、研究活動によって得られた知見を、一般社会に提供した。

4. 研究成果

当研究の成果は、以下5点をあげることができる。

(1) 第1に、タイにおける宗教行政全体の詳細な情報を入手した。

タイの宗教行政の中心機関である、国家仏教庁、文化省宗教局、教育省の諸活動について、各機関の事業内容と執行予算配分の情報を入手し、事業内容の分類、予算配分からみた諸事業の重要性の比重の違いなどを明らかにした。また予算は把握できていないが、王室の宗教行事実施に深く関わる宮内庁の宗教活動についての情報も收拾した。

予算配分の詳細については、刊行された論考に記載しているのので、そちらを参照していただきたい。

宗教行政の中心機関における活動内容の面からは、次の点が明らかとなった。

①王権と仏教サンガの伝統的な互酬関係の維持を行政がサポートしている点(例、宗教局の「国王御聖徳盛栄事業」)。

②仏教儀礼や道德普及活動を通じて、功德や善行を国王や王妃に捧げるといった奉祝活動が行われている点(例、宗教局の「国王生誕奉祝計画」)。

③宗教諸団体の教化活動への多様な支援が行われている点(例、国家仏教庁「寺院修繕・発展および宗教支援助成計画」。宗教局「国家諸宗教者関係計画」)。

④行政主導の教化活動事業もしくは官製の宗教・道德・倫理運動が行われている点(例、宗教局の「学校で道德授業を行う僧侶教師への経費助成事業」、教育省・基礎教育委員会事務局・教育運営刷新発展課の「仏教式学校事業」)。

なおこのような行政による教化活動事業は、これまでの研究ではあまり注目されていない事象である。またこれらの事業は、社会問題の改善とつながるものであり、宗教行政というものが、王権・国家の統治の正統性付与やナショナリズムを基盤として国民統合を目的としているだけでなく、多様な行政目的を達成するためにも行われていることが理解できる。

このような多様な行政目的の中で宗教行政が行われているという傾向は、宗教行政の周辺の部署である観光・スポーツ省、社会開発・人間安全保障省、文化省芸術局、保健省にも見られる。これらの機関では、各行政目的に即して、宗教関連事業が展開されている。現代タイの行政における宗教(仏教)の持つ意味には、信仰だけではなく、王室行事・観光・福祉・文化・教育・保健といった多様な意味が含まれていると解することもできよう。

⑤また、各機関の通常業務の中に宗教活動とも言えるものが紛れ込むケースがある点も明らかとなった(例、文化省芸術局による

知識の寄進、保健省疾病予防局の局内仏教クラブなど)。行政目的と宗教的目的が明確に区分されていない点が見えてくる。

(2) 第2に、行政の教化活動の中には、比較的柔軟性を持って、社会への信頼感やその信頼に基づく安定した人間関係、つまり、ソーシャル・キャピタルを形勢するようなものも見られるという点を明らかにした。

行政主導の教化活動の中には、仏教信仰やナショナリズムを叩き込む教育とは異なり、精神面・知識面・社会面といった総合的見地から学生を育む、ホリスティックな教育という位置づけが与えられているものがあり、学校への信頼を基盤に、僧院、地域社会、家庭を結び付けて行く試みがなされている。例えば、教育省の「仏教式学校事業」や教育省とつながる外郭団体による「善徳事業(Moral Project)」などである。

(3) 第3に、欧米や日本の政教分離制度とは大きく異なる、言わば国家介入的な政教関係をモデル化する試みを行った。

つまり、近代化を進める開発途上国の国家の側が宗教をどのように位置づけてきたかという点から、宗教の「公定化」ないしは「公定宗教」の構築という、国家介入的な政教関係の形成について、タイを事例にモデル化した。

ここで言う公定化とは、国家介入的な宗教組織の形成というハード面と、国家による宗教関連の行政事業・行政サービスの提供といったソフト面からなる制度を意味している。また前者のハード面では、国家の介入度の高い「公営型」の組織形成と、既存の宗教集団を国家による支援・統制のもとにおく「公認型」が見られる。また後者のソフト面では、行政ネットワークを基盤として、行政主導の教化活動(社会問題の解決といった行政目的とつながった道德教育活動・宗教教化活動)を行う、一種の擬似宗教集団が出来上がっており、これを「行政宗教(官製宗教)」と概念化した。このような公定化の背景には、近代化当初の市民社会の形成が不十分な状態、また財源や人材を含む行政資源が不足する状態で、国家が急激な近代化を行わなくてはいけないという状況があるのではないかといった仮説も提示した。

(4) 第4に、このような宗教の「公定化」における「行政宗教(官製宗教)」の特質として次の点を明らかにした。

①「行政宗教(官製宗教)」は、全国的な人的ネットワークから形成されている。それは、中央省庁やその出先機関、および地方公共団体の結び付きを基に、さらにサンガや仏教大学などのグレーゾーン組織(外郭団体)との連携を通じて、活動を展開している。しかしこれは、何か一枚岩的な価値観や活動が、トップダウン式に全国に広がるというものとは異なる。活動のアイデアはネットワーク

の下部・周辺や外部から中央に上がってくるものもある。またそれぞれの機関の活動が、機能的に無駄なく全体的なつながりを作っているわけでもない。機能的重複や矛盾が現れることもある。言わば、部分ごとにちぐはぐな「重ね着的」（あるいは「打ち上げ花火的」）全体性として作用している。この統一性や一貫性のなさゆえに、これまで「行政宗教（官製宗教）」といった1つのカテゴリーとして理解されにくい面があった。

(5) 第5に、上記の研究内容について、一般社会に対し情報提供を行った。まず、タイ国立マヒドン大学宗教学部において、タイ語による講義を行い、これまでの研究成果を現地研究者と共有することができた。さらに、日本の文化庁文化政策課『在留外国人の宗教事情に関する資料集—東南アジア・南アジア編—』の一部を執筆担当した。この資料集は、日本の各自治体に配布され、日本における外国人とその宗教活動に関する基礎情報として活用される。

以上のような研究成果は、欧米的な政教分離を前提にした政教関係の理解とは大きく異なるものである。しかし国家介入的な政教関係もまた、一種の近代的な政教関係である。そこには、宗教の公共性についての新たな視点や、ポスト世俗主義というものを考えるためのヒントが少なからず散見される。日本の未来を新たに描くための思考のツールを得るべくさらなる研究が必要な分野であろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 矢野秀武、近代における政教関係の開発途上国モデル—タイの政教関係に見る国家介入と公定化を事例に、駒沢大学総合教育研究部文化学部門、文化、査読無、31号、2013、1-30
- ② 矢野秀武、タイを流れる欧米宗教学の微風—サーサーナー(宗教)とReligionをめぐるタイ宗教学の模索、東京大学宗教学研究室、東京大学・宗教学年報、査読無、XXX号(30号・特別号)、2013、51-70
- ③ 矢野秀武、官製の宗教運動—タイ上座仏教と教育改革、国際宗教研究所、現代宗教2011、査読有、2012、106-129
- ④ 矢野秀武、現代タイ国家行政機関における宗教関連行政—中間報告、駒沢大学総合教育研究部文化学部門、文化、査読無、30号、2012、1-24
- ⑤ 矢野秀武、Buddhism in Public Sphere and Concept of Religion: State-Religion Relationship in Contemporary Thailand 駒沢大学総合教育研究部文化学部門、文化、

査読無、29号、2011、1-14

[学会発表] (計5件)

- ① 矢野秀武、タイ上座仏教と国家、日本宗教学会 第71回学術大会(皇學館大学)、2012年9月9日
- ② 矢野秀武、タイ上座仏教と行政事業、日本宗教学会、2011年9月4日、関西学院大学
- ③ 矢野秀武、Religions in Thailand from the Views of Religious Studies in Japan, College of Religious Studies, 招聘講義 Mahidol University, Thailand, 2012年8月15日(タイ語による講演)
- ④ 矢野秀武、Religious Administration and Activities of the Thai Government: The concept of religion and the relationship between state and religion, IAHR(The International Association for the History of Religion), 20th World Congress, 2010年8月20日, University of Toronto, Canada
- ⑤ 矢野秀武、タイ研究の新たな地平—宗教社会学の視点から、日本タイ学会、2010年7月3日、東京外国語大学

[図書] (計3件)

- ① 櫻井義秀、明石書店、タイ上座仏教と社会的包摂—ソーシャル・キャピタルとしての宗教、2013、256-286
- ② 文化庁文化政策課、文化庁文化政策課、在留外国人の宗教事情に関する資料集—東南アジア・南アジア編、2013年、2-6
- ③ 世界宗教百科事典編集委員会編(編集委員長:井上順孝)、丸善出版、世界宗教事典、2012年、84-87, 560-561, 566-567

6. 研究組織

(1) 研究代表者

矢野 秀武 (YANO HIDETAKE)
駒沢大学・総合教育研究部・准教授
研究者番号: 22520064

(2) 研究分担者
なし

(3) 連携研究者
なし